

医療機関の皆様

指定自立支援医療機関指定等事務手続きが ふじのくに電子申請システムで行えるようになりました

令和4年10月1日から、ふじのくに電子申請システム（以下、「システム」という）で指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療、精神通院医療）関係の各種手続きが行えるようになりました。

これにより、申請から手続き完了までシステム上で完結するようになりました。（従来どおり紙媒体での手続きも可能です。）

【対象手続き】

- ・ 指定自立支援医療機関**新規**指定申請（様式第1号関係）
- ・ 指定自立支援医療機関**更新**申請（様式第2号関係）
- ・ 指定自立支援医療機関**変更**事項届出（様式第3号関係）
- ・ 指定自立支援医療機関**休止等**届出（様式第4号関係）
- ・ 指定自立支援医療機関**辞退**申出（様式第5号関係）

※廃止新規等一部の手続きについては対象外です。

<特徴>

- 24時間いつでも申請手続きが行えます。
- 手続きの進捗状況が、システム上でいつでも確認できます。
- 一度システムで行った手続きは、「再申込」機能により入力作業が簡略化されます。

詳細は、以下のQRコードから
県障害福祉課HPで確認してください



【お問合せ先】

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

▶ 更生医療・育成医療

TEL 054-221-2367

メール shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

▶ 精神通院医療

TEL 054-221-3523

メール seisin@pref.shizuoka.lg.jp